

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

高齢者施設運営事業者様

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課

令和 7 年度予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備
交付金（ハード交付金）の協議について

平素より、東京都の高齢者福祉・保健行政につきまして、御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。

標記交付金につきまして、今般、補助協議を実施することとなりましたので、下記のとおり御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 補助対象施設、対象事業及び補助協議単価等

（1）補助対象施設

定員 30 人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

（2）補助対象事業

- ① 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（※ 1、※ 2）
- ② 高齢者施設等の水害対策強化事業（※ 3）
- ③ 高齢者施設等の給水設備整備事業（※ 1）
- ④ 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）
- ⑤ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

（※ 1）総事業費 500 万円以上の整備に限る（非常用自家発電設備の燃料タンクのみ
の整備を行う場合には、総事業費 500 万円未満も対象となる）。

（※ 2）「東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針」（令和 2 年 2 月
18 日付福保高施第 2316 号）3 の整備方針を満たす事業が対象

（※ 3）高齢者施設等の水害対策強化事業は、総事業費 80 万円以上の整備に限る。
また、以下の区域に所在する施設のみが対象となる（詳細は別紙 3－3 参照）。

ア 災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（出水等）（建築基準法）
- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ・地すべり防止区域（地滑り等防止法）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律）
- ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

イ 災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域（水防法）
- ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ・都市洪水想定区域、都市浸水想定区域（特定都市河川浸水被害対策法）
- ・津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律）

2 提出資料

(1) 鑑文（宛先は東京都知事宛としてください）

(2) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添2）

(3) 「整備計画一覧表」（別添3）

(4) その他必要添付書類

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 事業継続計画（BCP）、避難確保計画、非常災害対策計画

「整備計画一覧表」（別添3）により作成済と回答した各計画について、写しを提出してください。

なお、土砂災害防止法・水防法等に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に所在する施設の管理者は、避難確保計画の作成、区市町村への報告が義務付けられています。未策定の場合は、速やかに策定の上で区市町村に届け出を行い、交付申請時に提出してください。

ウ 見積書（公的機関及び工事請負業者等の民間事業者）

公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出してください。

工事事務費も協議額に含める場合は、事務費についても漏れなく提出してください。

エ 事業実施スケジュール

事業は令和7年度内（令和8年3月31日まで）に完了するようスケジュールを作成してください（複数年度にわたる事業実施は認められません）。また、業者選定に当たっての入札は内示後に行っていただきますので、この期間を考慮してください。

なお、内示時期は未定ですが、昨年度同様、9月上旬と想定して作成してください。

3 提出方法

上記（1）から（4）までの電子媒体を下の提出フォームより、御提出ください。

なお、（2）、（3）はファイル形式を変更されないようお願いいたします。

[令和7年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」に係る協議資料の提出フォーム](#)

4 提出期限

令和7年4月14日（月曜日）※厳守

5 留意点

- (1) 別添「注意事項」についてご留意いただいた上で協議を行ってください。
- (2) 予算を上回る協議となる可能性があることから、今回の協議にあたっては、東京都で各案件の優先順位を付して厚生労働省に協議することとなりますので予めご了承ください。
- (3) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設においては、それぞれの補助対象施設ごとに対象経費の実支出額を求めてください。専有面積での按分により対象経費を算出する場合は、「面積・事業費按分表」「室別面積表」「共用面積算出表」を提出してください。
- (4) 非常用自家発電設備の整備については、交付申請時に、整備方針を満たすことが確認できる資料の提出を求める予定です。
- (5) 東京都への交付申請にあたっては内示額を上回ることをのらないようお願いします。
- (6) 事業実施のために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。
- (7) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業において総事業費が500万未満の場合は、東京都の独自の補助事業を実施予定であり、別途補助協議に関する案内を行う予定です。ただし、公立施設は補助対象外となります。
- (8) 原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、補助対象外です。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸与や協調融資制度を利用している場合のほか、以下①～③に該当する場合はこの限りではありません。
 - ① 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること
 - ② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
 - ③ 申請法人が抵当権設定者であること

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設整備担当

〈特養（広域型）・養護・軽費（都市型除く）〉

電話：03-5320-4265（直通）

E-mail：S1140604@section.metro.tokyo.jp

〈老健・介護医療院〉

電話：03-5320-4266（直通）

E-mail：特養・養護・軽費と同じ